

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第9回 代言人組合

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 皆 真希 (56期)

1 代言人組合設立前～代言結社の流行

文明開化の流れとともに欧米の書物が潮のように流入されたころ、学術研究などを目的とする森有礼らによる明六社、実業を扱う後藤象二郎による蓬萊社などの結社が相次いで設立されました。

この流れは、代言人界にも及び、島本仲道の「法律研究会」(北洲舎)の他、元田直の「法律学舎」など多くの代言結社ができました。当時の代言結社は、代言業務だけではなく、「或る意味においてバー・アソシエーションの萌芽であり、小規模のロー・スクールであり、かなりの規模のロー・ファーム」と評される活動をしていました。

自由民権運動の高まりにつれ、全国に自然発生した代言結社は、その法律的知識と弁論の技術を買われ、次第に各地における活動拠点となっていきました。

2 代言人規則の制定と改正

代言人規則は明治9年に制定されました。当時の代言人規則は、健全な代言人を育成するためではなく、代言人を取り締まるためのものであったため、その後の代言人(弁護士)の地位向上運動は「いかに取り締まりの網の目を切り取っていくのか」という問題意識であったといわれています。

当初の代言人規則は、条文数が15条と極端に少なく、表現も簡易で、解釈にも多数の疑義がありました。そして、代言人免許取得のための「検査」は法律専門職でない各府県の地方官が統一的な基準のないまま行っていたため、誰でも簡単に代言人になることができ、代言人の数が急増しました。破産の三原因を問う出題に対し、「酒と女と博奕」と答えて合格したという笑い(?)話さえあったようです。その結果、質の悪い代言人による弊害も目立つようになりましたが、欧米との不平等条約を是正しなければならないという機運も高まった時代でした。そのためには、法典の整備とともに、民事・刑事とも優れた代言人が自由に活躍できる建前が必要

となり、刑事弁護人制度とともに、代言人規則の整備も急がれました。

そこで、明治13年には代言人規則が改正され、司法卿による全国統一的な試験が実施されることになり、代言人は必ず代言人組合に加入すること(強制加入)が定められました。それまで自由だった代言人の私的な結社は禁止され、北洲舎などの代言結社は強制的に解散させられました。

3 東京代言人組合の創設

代言人規則改正により、各地方裁判所の本支庁管轄ごとに一つの代言人組合が設立されることとなりました。東京では、明治13年6月29日に



青松寺

芝区愛宕町一丁目の青松寺において、代言人84名の出席の上で、組合創設総会が開かれ、会長には元田直が、副会長には司法省附属代言人である星亨と目賀田種太郎が当選しました(LIBRA2022年5月号参照)。東京弁護士会の前身となる東京代言人組合の誕生です。創立時の会員数は120名でした。

その後、7月1日から12日まで連日開かれた継続会において、議事規則、組合規則、組合規約などを議決

し、同月16日に検事に提出した議事規則等に基づき、同年7月31日に東京地方裁判所検事から東京代言人組合規則が認可されました。

なお、同じ年に、横浜代言人組合(6月27日)、大阪代言人組合(9月30日)が創立されています。



東京免許代人名一覽表
(東弁・二弁合同図書館蔵)